

令和4年7月21日14時00分、下野市いじめ問題対策連絡協議会下野市役所203会議室に召集する。

1 本会議の委員は以下の通りである。

No.	所属	役職等	委員名（敬称略）
1	下野市立国分寺小学校	校長	高橋 修一
2	下野市立南河内第二中学校	校長	田澤 孝一
3	下野市立南河内小中学校	児童指導主任	齋藤 勇也
4	下野市立石橋中学校	生徒指導主事	武井 一浩
5	下野市 PTA 連絡協議会	石橋中学校 PTA 会長	高野 典男
6	下野市民生委員児童委員協議会	副会長	小貫シゲ子
7	下野市顧問弁護士	弁護士	田中 真
8	県南児童相談所	虐待対応課 主任	永井 雅之
9	下都賀教育事務所	指導主事	青木 圭
10	下野警察署	生活安全課長	加藤 俊文
11	宇都宮地方法務局	支局長	高松 恵子
12	市民協働推進課	課長	西松 治彦
13	こども福祉課	課長	金田 欣明
14	教育総務課	課長	上野 和芳
15	学校教育課	課長	石島 直

- 2 本協議会の欠席者は、次のとおりである。
下野市 PTA 連絡協議会 石橋中学校 PTA 会長 高野 典男
下野市民生委員児童委員協議会 副会長 小貫 シゲ子
- 3 本協議会に出席を求められた事務局職員は、次のとおりである。
稲葉 亜希恵 下野市教育委員会事務局学校教育課課長補佐兼指導主事
佐々木 功一 下野市教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事
- 4 本協議会の書記は、次のとおりである。
稲葉 亜希恵 下野市教育委員会事務局学校教育課課長補佐兼指導主事

会議

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 委嘱状交付（代表者のみ直接交付）
- 4 委員・事務局自己紹介
- 5 会長・副会長の選出
- 6 会長・副会長挨拶
- 7 事務局説明
 - (1) 下野市いじめ問題対策連絡協議会等条例について
 - (2) 令和3年度の取組について
- 8 議事
 - (1) 関係機関及び団体、学校のいじめ問題対策への取組の具体について
 - ① 下野市教育委員会学校教育課の取組
 - ② 各学校の取組
 - ③ 関係機関及び団体の取組
 - (2) インターネットを通じて行われるいじめについての意見交換
－未然防止、早期発見・早期対応の視点から考える－
 - (3) 本日のまとめ
- 9 事務連絡
 - (1) 今後の予定について
 - (2) その他
- 10 閉会

議事

田澤会長 これより議事に入る。はじめに、議事を進行するにあたり、委員の皆様を確認させていただく。先ほど事務局より、「基本的に公開」との話があった。このあと、皆様にお話しいただく中で、個別の事例等に触れることが予想されるような内容については、その都度申し出ていただき、皆様にお諮りした上で、非公開とすることとし、それ以外の部分についてはこのまま公開としたいと思うが

よろしいか。傍聴者の皆様は、引き続き傍聴要領に従い、傍聴くださるようお願いする。本日の協議会の一番の目的は、条例第4条にある通り、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため必要な事項について協議することと、関係機関及び団体相互の連絡調整を図ることである。それを踏まえ、大きく2つのことについて協議したい。1つ目として、各機関、団体、学校が、令和3年度末の書面開催で、「令和4年度にこんなことができそうだ」と提出いただいた内容も参考にしながら、現在どのような取組を考えられているのか、委員の皆様からお話いただきたい。2つ目として、現在も全国的に増加の一途を辿っている「インターネットを通じて行われるいじめ」について、未然防止、早期発見・早期対応の視点から委員で意見を交換するという流れで、協議を進めたい。はじめに、下野市教育委員会事務局学校教育課のいじめ問題対策の取組について、石島委員より発表いただき、それを受けた学校での取組を学校委員の皆様へ、続いて、関係機関や団体の取組について、各委員の皆様へ、発表していただく。一通りご発表いただいたあと、それぞれのお話に対しての、ご質問やご意見をいただく。一人3分を目安にお話しいただきたい。お手元の資料は、昨年度末の書面開催時に各機関から案として出されたものなので、参考資料としてご覧いただきたい。はじめに学校教育課の石島委員をお願いする。

石島委員 学校教育課で令和4年度に行った取組について主なものを3点報告する。1つ目として、令和3年度の第2回協議会書面開催で設定することとなった、いじめ防止強調月間について、4月に校長会、6月に児童生徒指導担当者の研修において、周知を図った。特に担当者の研修会においては、具体的にどのような取組ができるかを、各学校の担当者同士で意見交換をした。一例として、授業を通して自己有用感を育むこと、道徳や情報モラルの授業を一層充実させること、いじめ防止のためのスローガンを作成することなどが話し合われた。2つ目として、5月26日に下野市こども未来プロジェクトを開催し、市内の中学校3校、義務教育学校1校の計4校から、各校代表の生徒4、5名に集ってもらい、いじめをなくすためにはどうすればよいかといった話し合いを行った。話し合いに参加する子どもたちの表情は、真剣そのもので、大変熱心に行われた。話し合いでは、「先生に言うと話が大きくなるのが嫌だが、言わないで大変なことになることもある」「先生とともに解決していくことが大切なのではないか」「インターネットに行く前の学校でのやり取りのうちに潰すのがよい」などの具体的な意見が多く出された。そして、「いじめについてこんなに熱心に話し合ったことは少なかった。まずは、下野市の小中学生が、いじめをテーマに真剣に話し合うことが大切である、といった結論に達した。現在、各中学校区にお

いて、生徒交流会参加者が、その思いを小学校の代表に伝えているところで、今後各校で日程を調整の上、話し合いが行われる予定である。発達段階に応じて話し合うテーマや方法に、工夫が必要となるため、先生方の関わりが重要になるが、できるだけ子どもたちの思いを生かして、全学級において「いじめ」について話し合うことになった。3点目は昨年度の書面開催でもお知らせした「4つの大丈夫」リーフレットの配付である。強調月間での配付も考えたが、長期休業に入る前に考えさせたいことから、夏季休業前に配付した。以上が、学校教育課の主な取組である。

田澤会長 続いて国分寺小学校長高橋委員に願います。

高橋委員 学校における4つの取組について紹介する。1つ目はいじめアンケートの実施。6月に実施した。2つ目は教育相談月間の実施。6月に行い、児童一人一人と担当が面談を行い、いじめアンケート調査をもとに話をする機会をもった。3つ目は、子ども未来プロジェクトの実施。国分寺中学校区全体にも関わるが、いじめ防止のための学級活動、話し合い活動を行った。いじめ防止のスローガンを作成するために1年生から6年生までの各学級で実施した。キーワードを各クラスで2つまとめ、児童会の計画委員が集約した。そして8月1日の国分寺中学校区の小中一貫の日に持ち寄り、中学校生徒会役員や国分寺東小学校の児童と練り合う予定である。国分寺小からも6名参加する。4点目は、これから取り組む内容ではあるが、校長室だよりで、子ども未来プロジェクトなどの取組を保護者の方々に9月か10月号で周知しようと考えている。子ども未来プロジェクトで決まったスローガンを各学級で周知していく。

田澤会長 続いて自分から中学校の取組について紹介する。市内4つの学校に確認しての回答である。中学校は4月の全校集会で生徒指導主事により、いじめに関する指導を行ったり、学校いじめ基本方針に基づいた話をしたりした。学校における生活アンケートを実施するとともに、いじめアンケートに基づく教育相談を6、7月に実施した。下野警察署からいただいたSNSのリーフレットを配付し、SNSの利用についての指導を行った。またSNSに関する全校集会を実施した学校もあった。本校では7月13日に、ネット時代の歩き方という講演会を実施し、子どもたちだけではなく保護者とともに聞いた。子どもたちへの啓発とともに保護者の役割についても学んでいただいた。子ども未来プロジェクトは市内の中学校の生徒会役員が中心に活動し、小学校にも活動を広げていくという子どもたちが中心のプロジェクトである。本校では、7月11、12日に各ク

ラスでいじめについての話し合いを行った。話し合いを行うことや、自分たちで考えていくことでいじめの理解が深まるという意見が子どもたちからも出ていた。昨日は本部役員が全クラスで行った取組を校内放送で共有し、いじめのない学校にしていきたいというメッセージを発信した。11月の強調月間に向けて、更に小学校とも連携してやっていきたい。本日南河内第二中学校で、小学生との話し合いを実施している。子どもたちの中からいじめをなくそうという雰囲気が出てきていると感じている。

田澤会長 義務教育学校前期課程の児童指導主任である齋藤委員にお願いします。
齋藤委員 今年度、小学校3校、中学校1校が一つとなり義務教育学校としてスタートした。多くの児童生徒や職員が一緒になったことから、年度始めに、いじめの定義について確認をした。いじめの防止の観点から4つの取組を行ってきた。1つ目として、全児童に心のアンケートを実施した。その中にいじめに関する事項もある。2つ目に教育相談を実施した。担任と話すことで悩みなどを話せる人間関係作りを行った。担任の先生には休み時間などを含めて、一緒に遊んだり声掛けをしたりする中で、子どもたちの様子を見て小さな変化を見逃さないよう共通理解を図っている。3つ目として、後期課程の支援員には、小さな変化を見逃さないよう、記録を残してもらい教職員で共有していることである。4つ目は、週1回生徒指導部会を行っていることである。児童指導、特別支援コーディネーターなど前期課程・後期課程を含めて実施している。会議内容は全職員で共有できるような仕組みを作っている。全員で関わることが本校の強みとして挙げられる。今後の取組として、子ども未来プロジェクトの内容として11月にいじめ防止強調月間で行う内容を検討している。例えば、いじめに関するテーマで話し合い、話し合った内容が見える場所に掲示する。その後5年生から9年生の児童生徒が集まり、更に深い議論ができるのではないかと考えている。8月に小中一貫の日で詰めていく予定である。

田澤会長 続いて、中学校の生徒指導主事である武井委員にお願いします。
武井委員 本校では、年度当初にいじめ問題に対する捉え方などについて、基本方針を踏まえて、先生方に話をした。また生徒へ向けた放送集会を行い、周知徹底した。5月に情報モラル講習会を行った。3年生は体育館で話を聞き、1、2年はリモートでの参加となった。最近情報モラルに関するトラブルが多いため早めの実施とした。また、教育相談は6月に行った。今後1月にも実施する。日頃から生活ノートでやり取りはしている。生活ノートに文章記載することが苦手な

子どもに対しては、顔のマーク表示を○で囲んで、その日の気分が表現できるようにしている。気になる時は、担任から声掛けなどを行っている。いじめに特化したアンケートを年3回、7月、9月、12月に実施。生徒指導部会を週1回開催。いじめ対策委員会を同じメンバーで実施している。事案については各学年で資料を回覧等して共有を図っている。1、2年生についてはいじめを題材にした教材を使った授業を行った。3年生も、今後実施予定である。昨年度まで3年間、生徒理解調査を行っていたが、発達障害の子どもたちも増えており、先生方の若返りもあることから、今年度からはまたQUテストを実施することにした。担任の先生には分析シートを作成してもらい、8月31日にカウンセラーの先生に来ていただき、検討会を行う予定である。授業ではグループ活動を取り入れている。生徒同士が話し合うことで、認め合い、よりよい人間関係作りを心掛けている。

田澤会長 続いて、弁護士としての立場から田中委員にお願いする。

田中委員 今年に入ってから何件かいじめ防止対策推進法に関わる講演をしている。対象は学校の先生。アンケートをとって講演をしているが、学校に関する案件としては、学校事故、昼休みに校庭で遊んでいて怪我をさせてしまった場合にどうしますか、といった案件。また、児童虐待の相談も増えている。通報したのは誰だと親御さんに詰め寄られた場合にどうするかという場合の対応。学校自体がいじめだけではなくて様々な対応を迫られている。いじめ防止対策推進法の適用をするという単純な話ではない事案が結構多い。例えば、男子生徒に想いを寄せる女子生徒が告白して、付き合ってくださいと言ったが断られ、ショックを受けて不登校になってしまった。このような場合はいじめになるかどうかという例。色々な意見があるが、心的ないじめであるという理解をする人もいる。このような事例を通して、いじめ防止対策推進法の適用について考えていくことを講話などで行っている。今後も小山市でも講演の依頼をされている。内容としてはいじめ、学校事故、虐待関係について、先生方からの質問が多い。虐待を受けている生徒を保護するために児童相談所と連携して、生徒が授業に出ている間に家庭裁判所に親権停止の申し立てをし、発令された瞬間に保護施設に確保するという連携や対応例があった。このような連携協力体制については共有していくとよい。

田澤会長 続いて、児童相談所の永井委員にお願いする。

永井委員 虐待対応課として本協議会に参加している。児童相談所は、虐待対応課、相談

調査課（子どもたちの非行、愚行、親が養育できないため相談に来る）、判定指導課（子どもたちと1対1で向き合う。心理士が在籍しており、検査を通して子どもの特性を捉える）、管理課（事務的な部分を司っている）がある。児童相談所は、直接的にいじめの解決に関わることができない。家庭環境が原因となって、いじめ問題に発展しているケースもある。児童相談所として、いじめ防止のためにできることを3つ挙げる。1つ目は保護者への指導。家庭の中で虐待をすることで、子どもが暴力的になることへつながっていることもある。家庭環境を見直してほしいことを直接的に指導する。また、子どもの養育に関する悩みのある保護者へ関わっていったり、関係機関につないだりすることを試みている。2つ目として、加害児童生徒への指導を試みている。専門的な話ではないが、客観的に見て感じた話をする。いじめを認知した場合にできる対応である。ただし深入りできない部分もある。3つ目として判定指導課の心理士の協力を得て心のケアに努めている。心の悩みがある場合は関係機関につなぐこともある。今後も学校との連携が必要である。情報共有に努めたい。

田澤会長 続いて、教育事務所の青木委員にお願いする。

青木委員 いじめ問題の対応として、県教育委員会としての取組を5つ紹介する。スクールカウンセラー等活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールサポート推進事業、ネットトラブル未然防止事業、研修会や学校訪問における指導助言である。研修会の際、各学校の児童生徒指導の先生方をお願いしているのは、学業指導の充実である。未然防止と初期対応という話で言うと、いじめが行われにくい環境づくりのために、下都賀教育事務所では、下都賀地区学校教育の重点を全職員に配付し、児童生徒指導という立場だけでなく、学習指導、道徳における指導など、あらゆる場面で重点的に指導していただきたいとお願いしている。学業指導（学習指導のねらいを達成するための基盤をつくる指導）を予防的な指導として重視している。武井委員からもあったように、互いに高め合えることができる学びに向かう集団づくりや学習に自信を持たせるなど意欲的に授業に取り組めるような授業づくりという両側面から、学業指導を進めていく。子どもの自己有用感を高めるための取組をすることで、自分が認められていると感ずることができるといえる。自己有用感が高い児童生徒は他者を攻撃することが低くなるという調査結果が国からも確認されている。そしていじめの起きにくい環境づくりをしていくことにつながる。6月に下野市で実施した児童生徒指導研修会においても学業指導の充実については話をさせていただ

たところである。

田澤会長 続いて、下野警察署生活安全課の加藤委員にお願いします。

加藤委員 取組について3点ある。1つ目は事件化。当事者や学校間で処理できないこと、また被害者と加害者のためになる場合は積極的に進めていきたい。昨年も今年も、いじめに関する深刻な報告は認知していないし、事件として処理はしていない。2つ目は講話。学校から依頼があれば、いじめ問題だけでなく、SNSの正しい使い方、薬物乱用なども含めていじめ被害防止の講話は進めていくので御利用いただきたい。3つ目は情報発信。るりちゃん安全メールやチラシなどを配付し、学校に活用していただいている。抽象的な話よりも具体的な話や案件を紹介していきたいと考えている。

田澤会長 続いて、宇都宮法務局栃木支局の高松委員にお願いします。

高松委員 法務省が行っている事業について紹介する。国民の基本的な人権を守るため、また自由人権思想の普及高揚を図るために各種取組を行っている。人権に関わる相談を受けること、人権の大切さを広める啓発活動、人権侵害に関する相談があった場合の調査、救済という活動を行っている。いじめに関しては、子どもの人権SOSミニレターの配付を行っている。便箋と封筒が一枚になっていて全国の児童生徒に配布している。中学校用と小学校用は違う種類になっている。子どもたちが便箋に悩んでいることを書き、その内容を見て人権擁護委員や職員などが解決策やアドバイスをして返信している。いじめの把握、防止につながる取組として、平成18年からこの事業に取り組んでいる。人権擁護委員が手紙を書いて、返信をすると、それに対する返事もあり、何回かやり取りが続く場合もある。子どもの人権110番という専用ダイヤルを設けて、子どもさんからの悩み相談を専門で受けている。インターネットによる相談SOS Eメールを開設している。

田澤会長 続いて、下野市役所市民協働推進課の西松委員にお願いします。

西松委員 例年の活動として、人権擁護委員による学校訪問を6月に実施した。また12月にも予定している。学校訪問は『6/1の人権擁護委員の日』に合わせて開催した。小学校・義務教育学校9校に「人権の花」運動として訪問し、人権擁護委員による人権に関する講話を実施し人権に対する理解を深めた。人権の花運動は、これまで2か年で小学校全校を訪問していたが、今年度より全校へ訪問することになった。12月の学校訪問は、12/4～12/10の『人権週間』に合わせて開催し、人権擁護委員による講話を行う。いじめ防止や性の多様性などに

ついでに講話を予定している。SOSミニレターや子どもの人権110番の啓発も行っている。例年になく取組として、1つ目は法務省関連の栃木・真岡人権啓発活動ネットワーク協議会の持ち回り事業として、今年度下野市で人権ミニフェスティバルを、12/10(土)グリムの館で開催する。お笑い芸人のなだぎ武さんに『いじめに負けず、明るい未来をつかみ取る方法』と題し、講演をお願いする。学生時代にいじめを受けたことで不登校になり、社会人になってからも引きこもりと摂食障害を起こした経験をお持ちである。2つ目として、市では人権教育・啓発推進行動計画を策定している。現計画は平成30年に改定したもの。今年度を以て期間満了となるため、次期計画策定にあたり、人権推進審議会を開催し今年度中の策定を目指す。改定では、いじめ問題等を含め、社会環境の変化や人権意識の変化等を反映させたい。今後も関係機関の方々にはお世話になる。

田澤会長 続いて、こども福祉課の金田委員をお願いします。

金田委員 いじめにつながらないようにという観点で、保育園での取組を紹介する。毎日の遊びの中で、いつもと違う子と遊んでいるなど保護者の方に報告をするようにしている。子どもが家に帰って「今日は誰ちゃんと遊べなかった」と言うと、仲間外れにされているのではないかと、いじめを受けているのではないかと心配になってしまう親御さんもいる。今日の様子はどうだったとか、親御さんに随時迎えの時に説明することで、安心してもらうようにしている。

田澤会長 続いて、教育総務課の上野委員をお願いします。

上野委員 学校教育課と連携して進めている。情報提供が大切であると考えている。ホームページへの掲載や各種団体からの印刷物を配付するとともに、スローガン、標語など目に入るようなコーナーを作って、常に意識できるようにしている。子ども達だけではなく、地域の方々の目にも触れるような環境づくり、そして色々な人に見られているという啓発や情報発信を今後も続けていく。

田澤会長 今までのお話に対して、ご質問やご意見はあるか。

加藤委員のほうで、学校からの要請があれば講話ができるという話があったが、どのような手続きが必要であるか。

加藤委員 生活安全課にお電話いただければ大丈夫である。日程調整し、文書を提出していただくことになる。30分程度とか、時間を決めていただければ対応できる。気軽に相談してほしい。

田澤会長 費用の面は心配ないか。

加藤委員 特に心配ない。

田中委員 青木様への質問。No 5にあるいじめの調査結果については、下都賀教育事務所の情報も含まれているか。

青木委員 県全体の結果なので、下都賀管内のものも含まれている。

田中委員 いじめの解消率について、解消率のカウントの基準はどのようになっているか。

青木委員 解消の基準は2つ。いじめがやんでいる状態、つまり被害者側が心理的な負担を受けていないことが確認できるということ。また、いじめがやんでいる状態が少なくとも3か月経過している状態という時間の縛りもある。調査は年度末に行っているため、1月以降に発生した事案は、調査回答時点には解消となっていない。従って100%にはなっていない。

田中委員 後追い調査みたいな形か。

青木委員 そうである。

田中委員 重大事態の発生件数のカウントの仕方についてどのようになっているのか。

青木委員 確認する。

田澤会長 それぞれの機関がもっている有用な情報は持ち帰っていただき、各学校でも広げていってほしい。暫時休憩とする。

< 10分後再開 >

青木委員 いじめの重大事態のカウントの仕方について、重大事態の調査をした件数としてのカウントである。

田澤会長 続いて、2つ目、インターネットを通じて行われるいじめについて、委員の皆様で意見を交換したい。始めに事務局より説明をお願いします。

事務局 今回、このようなテーマとさせていただいた理由は2つ。まず、昨年度の書面開催で、令和4年度の協議会で協議したい内容をうかがった際、情報モラルに関わるもの、端末やインターネットを通じたいじめに関することについてのご提案が多かった。委員の皆様も、インターネットによるトラブルやいじめについては、耳にされる機会も多いかと思う。さらに、調査からもインターネットを通じたいじめが増えていることがうかがえる。資料5は、公開されている栃木県の情報である。令和2年度栃木県の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、通称「問題行動・不登校等調査」の結果から一部抜粋した。2. いじめの認知学校数・認知件数をご覧いただきたい。ここでは、認知件数を見ていただきたい。どの校種においても、令和元年度よりも令和2年度は減少していることが分かる。しかしながら、4. いじめの態様の「メー

ル等の誹謗中傷」の列を見ていただくと、小、中学校においては、件数が増えていることが分かる。全体としていじめの認知件数は減ってきているが、インターネットを通じたいじめは、増えている、という状況が明らかになった。このような状況を踏まえ、委員の皆様には、未然防止、早期発見、早期対応の視点から、既に取り組んでいることや今後の取組のヒントとなるような御意見をいただきたい。

田澤会長 事務局から説明があったように、スマートフォンやタブレット端末の普及により、インターネットを通じた、また、インターネットが関係するいじめが増加しているということは、皆様もご承知の通り。下野市いじめ問題対策連絡協議会としては、委員の皆様の所属する機関、団体、学校でどのような取組をしているのかを共有したり、よい対応や工夫を紹介いただいたり、連携したりすることで、インターネットに関わるいじめの防止、早期発見、早期対応につなげていければと考える。既に行っている取組や、こんな取組はどうだろうという意見など、ざっくばらんにお話しいただきたい。

石島委員 未然防止として、先ほどお話しした「4つの大丈夫」のリーフレットの配付をしているが、配付時に担任から呼びかけをすることなども重要であると考えている。学校でいじめが起きた場合については、教育委員会まで報告をしていただいているが、最近はSNSに関するものが増えているように感じる。また、市情報教育研究会において、各学校の情報教育担当の先生方全員が集まり、情報モラルについての授業研究会を行っている。昨年度は、ゲーム依存について（学級活動）、その前は著作権について（道徳）など、研究会では、先生方の資質を高めるとともに、子どもたちにどのようにアプローチしていくか、子どもたちの資質・能力を高めていけるかを意識しながら授業研究も行っている。参加した先生方が各学校で広めてはいるが、子どもたちの奥底までは届くのに時間がかかる。保護者や地域との連携、各種団体との連携が大切である。

田澤会長 本校においても「4つの大丈夫」リーフレットを使って指導した。いじめにつながるようなことになってはいないかを考えさせる機会をもった。指導はしているが、それを子どもたちがどのように受け止めているか、見えない部分もあるので苦慮している点でもある。

高橋委員 学校の実状についての報告になってしまうが、インターネット利用によるトラブルが多く、喫緊の課題である。通信ゲームを通して悪口を言ったり、グループから外すといたりした内容のトラブル。一人一台タブレット端末は学習に

は有効であるが、不適切な使用、閲覧などをしてしまう例もある。7月になって情報教育主任から校内放送で全学級に指導を行った。便利であるが危険があることを周知した。情報モラルの指導が重要であり、情報アドバイザーの先生が来校したときに指導をしてもらっている。夏休み前に「4つの大丈夫」を使って指導を行った。保護者への啓発としてPTAの研修会等で情報モラルの啓発が必要である。

田澤会長 保護者への啓発などの意見が出てきた。保護者を巻きこんだ啓発の方法で、何か良いアイデアや事例などはないか。

青木委員 県では、情報モラル研修会を企画している。情報モラルに関する講演会として、児童生徒、保護者、教職員向けの研修をすることができる。講師は学校からの希望で選ぶことができ、謝金は県がもっている。使ってもらわないといけないという意味ではない。警察の方に直接来てもらって講話などをしてもらっている学校もある。機会を捉えて学校の先生方に話していることは、内閣府の調査で青少年のインターネット利用環境調査についてである。0歳から9歳のインターネット利用率がこの一年で大きく上がっている。前回調査は64%が今回は74%、10歳から12歳が96%、13歳から15歳が98%、どの年代もインターネット利用率が上昇している。ゲーム機の利用が多い。今まで以上に子どもたち自身でコントロールが必要になってきている。今回の調査で出てきたことは、全体の3割が6歳までに、7割が10歳までにインターネットとつながっているという結果が公表されている。小学校段階からの計画的な指導、小中連携での指導、そして保護者との連携が必要である。

田澤会長 小学校・義務教育学校1年生の時から、一人一台タブレット端末につながる状況であり、指導に苦慮していることもうかがえる。その他、所属されている団体などで工夫されていることがあれば紹介いただきたい。

高松委員 法務局では平成28年度からNTTドコモと協力して、小・中学生対象に、スマホ・携帯安全教室を実施している。NTTドコモと学校とをリモートで結んで実施している。正しい利用方法と危険性について理解していただくことを目的としている。令和4年3月に学校長宛に局長より文書が出ている。安全教室を利用されたいという場合は、法務局にご連絡いただきたい。なお、人権擁護委員による人権教室を短い時間ではあるがセットで実施することになっているので御利用いただきたい。

永井委員 インターネットトラブルとの関連から、親子喧嘩から虐待、非行に走る例があ

る。親子同士で作ったルールが守れないとか、親自身が買い与えただけで指導しないことなどが挙げられる。氷山の一角ではあるが、使い方について指導はできる範囲で行っている。

また、親自身が子どもへの歯止めのかけ方が分からない、フィルタリングのかけ方がわかenらな、などといった場合もある。実際に親子一緒に呼んで話をすることもあり、家庭間の調整を凶っていることもある。自分自身も小学校で勤務をしていた際に情報主任、児童指導主任として指導に携わっていたこともある。親子での研修なども実施してみたこともあった。親自身が情報についていけない、教師もついていけない、などの違う問題がある。喧嘩の原因が何を言っているのか解らないということもあった。子どものネット環境を取り巻く現状やシステムなどを理解できる場があるとよいのではないかと考えている。

田澤会長 学校での取組例はあるか。

齋藤委員 南河内小中学校には今年度赴任したので、昨年度までの取組として紹介する。ゲームのトラブルとして、オンラインゲームがあり、5人でプレーしていたが、知らないうちに一人ぼっちになってしまい、仲間外れになっているような場合がある。逆に、あいつを入れないようにしよう、という口裏合わせなどが出てきて、指導をしたことがある。親がよく分かっていないことが大きい。教員も分からない場合もある。大人にも啓発していく必要があると感じている。G I G Aスクール構想により、子どもたちが自由にネットにつなげられる環境があるので指導を行ったこともある。

田澤会長 そのオンラインゲームはやったことはないが、仲間を作って、そこで勝手に仲間外れにしてしまうという例でよいか。

齋藤委員 オンラインでやっているのて、一人抜け、二人抜け、気付いたら独りぼちのような状態になった例である。

田中委員 そのようなケースの場合は、学校ではどのような捉えをするのか。その子と遊ぶ、遊ばないという選択についてどのように捉えるのか。

齋藤委員 話をよく聞かねば解らないこともあるが、本当に事情があつて抜ける場合もあるのかもしれない。しかし、悪意をもって抜けるのははじめにつながってくると思う。

田中委員 前のテーマで私が挙げた例のような場合、例えばいじめ防止対策推進法に則つて指導をするとなると、男子生徒は、女子生徒を好きになれ、という指導をするのかということになる。難しい問題が内在している。ネット問題を解決する

には、携帯を持たせない、パソコンもやらせない、オンラインゲームは禁止することで、片付いてしまう。学校事故も、遊具を使わせない、昼休みも椅子に座らせておくことで解決してしまう。しかし、学校という場所は人間関係も含めて、子どもを将来に向かって発達させていく場として、生徒間の交流を禁止することはできない、危険に対する感度を上げていくことが必要である。ネットの問題に関しては、今後情報化が進む中で使わせないというのはおかしい。何が必要であるのかと考えた時、アクセルの踏み方を教えてブレーキのかけ方を教えないのはよくない。ネット利用やパソコンの使用についての授業を組むのであれば、倫理研修を組み合わせ、小さい時から規制をかけていくことが大切ではないか。いじめを受けた生徒の相談を受けるが、ネット時代、アカウントの壁を超えるのが難しい。掲示板に載っているようなケースだと、発信元を追っていくことが可能であるが、密閉されたLINEなどのグループであると、アカウントの壁を越えていくことが難しい。いじめられているだろうなと思っても、決定的な証拠が取れないので非常に難しい。教育の問題として考えると、やはり授業として組み込んでいくことが大切なのではないか。

- 田澤会長 アカウントの壁を越えるためには、やはり警察が入ることか。
- 加藤委員 事件として扱うのであれば プロバイダに照会をかけるなどして対応していく。
- 田澤会長 やはり学校としては未然の防止をしていかねばならないということになる。
- 武井委員 学校での対応は苦勞している。ただ、事実がわからないと指導ができないので、スクリーンショットを持ってこさせている。年度当初に指導したり、情報モラルの講習会を実施したりしても、家に帰ってから問題が起こったりするので、保護者からの協力を得ることが必要になる。保護者が管理できない場合などに起こっているので、保護者への啓発も必要である。情報モラル教育は、携帯会社を通しての研修やロジカルキットはやっているが、警察の方から、これは犯罪だと言われれば抑止力となるのではないか。
- 田中委員 警察のほうで、通信上の秘密を超えて詮索的に動くというのは難しい。子どもに何か影響があったり被害を被ったりすることになって初めて動ける部分があるのではないか。
- 加藤委員 その通りである。
- 田澤会長 他に意見はないか。今後、11月には市全体でいじめをなくす取組を実施予定である。学校としても保護者とともに、進めていけるよう準備していきたい。本日は、皆様のご発表により、いじめに関係する機関や団体の取組を共有する

ことができた。今後更に個別に連絡を取り合って連携していただくことで、子どもたちをいじめから守るために、また、いじめをしない子どもを育てるためにご尽力いただければと思う。本日はそれぞれの立場から議論いただいた。本日の話合いについては事務局でまとめていただき、次回へつないでいただきたい。

司会を事務局へお返しする。

16 : 10 終了